

2021年2月12日

各 位

株式会社北洋銀行

一定金額未満の普通預金・貯蓄預金口座解約手続きにおいて印鑑が不要となります

北洋銀行では、お客さまの**手続負担軽減**のため、残高が一定金額未満の普通預金、貯蓄預金の口座解約手続きにおいて、通帳と運転免許証等のご本人確認書類でご本人と確認できた場合、解約書類への届出印の押印を不要とする取り扱いを開始します。

記

1. 取扱開始日

2021年2月15日（月）

2. 取扱内容

(1) 対象となるお客さま

個人のお客さま、個人事業主のお客さま

(2) 対象口座

残高1万円未満の普通預金口座・貯蓄預金口座

※ 他に届出印が必要な取引がある場合は、対象外となる場合がございます。

(3) ご持参・ご提示いただくもの

- ・通帳
- ・キャッシュカード（発行されている場合。ただし、通帳不発行商品の場合は必須。）
- ・運転免許証等の本人確認書類

(4) 取扱内容

預金者ご本人さまが通帳（通帳不発行商品の場合はキャッシュカード）をご持参され、運転免許証等の本人確認書類でご本人と確認できた場合、解約書類への届出印の押印を不要といたします。

以 上